

厚生労働省発基安0213第4号

令和5年2月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 規格を具備すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を定めること。

二 型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、アンモニア用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び亜硫酸ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を定めること。

第二 有機溶剤中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 事業者がその従事する労働者等に防毒マスク等を使用させること等とされている作業について、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること等も可能とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

一 指定外国検査機関の指定の区分として防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加すること。

二 登録型式検定機関の登録の区分として防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る区分を追加すること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 機械等検定規則の一部改正

一 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定は、型式検定実施者の所在する場所において行うものとする。ただし、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができるものとする。

二 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定合格証の有効期間を五年とすること。

三 型式検定に合格した型式の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具である旨の表示は、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち電動ファンが分離できるものにあつては電動ファン、吸

収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって防じん機能を有するものに具備されるものうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した収缶及びろ過材。以下同じ。）及び面体等、電動ファンが分離できないものにあつては収缶及び面体等の、それぞれ見やすい箇所に型式検定合格標章を付すことにより行うものとする。

四 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る新規検定を受けようとする者は、型式検定実施者に現品、収缶並びに排気弁及び弁座（収缶以外の部分がすでに型式検定に合格している場合にあっては、現品及び収缶）を提出しなければならないものとする。提出すべきものの数を定めること。

五 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき検査のための設備は、漏れ率試験設備、騒音試験設備、収缶の気密試験設備、除毒能力試験設備及び公称稼働時間試験設備並びに防じん機能を有するものにあつては粒子捕集効率測定設備、面体を有するものにあつては内圧試験設備、通気抵抗試験設備、排気弁の作動気密試験設備及び二酸化炭素濃度上昇値試験設備、フード又はフェイスシールドを有するものにあつては最低必要風量試験設備とすること。

六 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に係る型式検定を受けようとする者が有すべき工作責任者として、次に掲げるものを定めること。

1 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

2 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

3 八年以上防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者

七 その他所要の改正を行うこと。

第五 粉じん障害防止規則及び石綿障害予防規則の一部改正

一 事業者がその従事する労働者等に電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること等とされている作業

について、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するものを使用させること等も可能とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第六 その他所要の改正を行うこと。

第七 施行期日等

一 この省令は、令和五年十月一日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

二 第三の一の区分について機械等検定期則第六条第二項の指定を受けようとする者は、この省令の施行前においても、第三による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新登録省令」という。）第一条の十二第二項の規定の例により、その申請を行うことができるものとし、また、第三の二の区分について登録型式検定機関の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、新登録省令第十九条の四の規定の例により、その申請を行うことができることとする。

三 二に掲げるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。